

改正

設計業務等標準積算基準

平成 27 年 10 月

平成28年4月 一部改定(第1回)

山梨県 県土整備部

現行

設計業務等標準積算基準

平成 27 年 10 月

山梨県 県土整備部

摘 要

改正	現行	摘要
<p>はじめに</p> <p>山梨県県土整備部で適用する「設計業務等標準積算基準」は、国土交通省の平成27年度版設計業務等標準積算基準書および同(参考資料)(以下、「国版」という。)に準じています。 なお、以下については山梨県県土整備部が別途定めるものを優先し、適用することとします。</p> <p>○「第4編調査、計画業務／第4節道路施設点検業務／4-2橋梁定期点検業務積算基準」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県橋梁点検要領に基づく、「橋梁定期点検・初回点検歩掛」 <p>○「第1編総則／第1章総則(参考資料)／第2節設計等における数値の扱い／2-1設計価格等の扱い」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計に使用する価格は、原則として、公告日(指名通知日)における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。 <p>○「第1編総則／第1章総則(参考資料)／第2節設計等における数値の扱い／2-2端数処理等の方法／(3)物価資料を用いる単価」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価資料による単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。これらの場合において、1円未満は切り捨てるものとする。 	<p>はじめに</p> <p>山梨県県土整備部で適用する「設計業務等標準積算基準」は、国土交通省の平成27年度版設計業務等標準積算基準書および同(参考資料)(以下、「国版」という。)に準じています。 なお、以下については山梨県県土整備部が別途定めるものを優先し、適用することとします。</p> <p>○「第4編調査、計画業務／第4節道路施設点検業務／4-2橋梁定期点検業務積算基準」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県橋梁点検要領に基づく、「橋梁定期点検・初回点検歩掛」 <p>○「第1編総則／第1章総則(参考資料)／第2節設計等における数値の扱い／2-1設計価格等の扱い」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計に使用する価格は、原則として、公告日(指名通知日)における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。 <p>○「第1編総則／第1章総則(参考資料)／第2節設計等における数値の扱い／2-2端数処理等の方法」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価資料を用いる単価の決定については、掲載されている実勢価格の最低値を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。 	